

令和6年度

今治市市民が共におこす まちづくり事業費補助金 募集要領



【申請期間】令和6年4月1日(月)～5月7日(火)

【プレゼンテーション審査会】6月10日(月)

※令和6年6月下旬(交付決定日)～翌年2月14日までに実施する事業を対象とします。

今治市役所 市民環境部 市民参画課 市民生活係

目次

1. 制度の目的	2
2. 対象となる事業	3
3. 対象となる団体	6
4. 補助の概要	7
5. 補助金の算定	8
6. 応募の制限	10
7. 応募書類	10
8. 応募にあたっての事前相談	11
9. 審査	11
10. 審査後の流れ	13
11. 今治市の「後援」及び 広報への掲載	13
12. 事業実績報告	14
13. 事業報告会	15
14. 事業スケジュール	16
15. 申込み方法等（まとめ）	17
16. よくある質問（Q&A）	18
17. テーマ一覧	19

1. 制度の目的

この事業は、今治市を個性的で魅力あるものとするために市民の皆さんのまちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるものです。

令和6年度から従来の協働推進の事業に地域課題解決型協働推進事業を追加しました。本年度の募集事業は、①市民活動推進事業、②テーマ型協働推進事業および③地域課題解決型協働推進事業です。

<関係法令等>

- ・今治市補助金交付規則
- ・今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱
- ・今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要綱

2. 対象となる事業

(1) 事業の種別（補助コース）

補助対象事業の種別は下記のとおりです。

① 市民活動推進事業

今治市を個性的で魅力あるまちにするための継続性のある事業実施を目的とします。自由に事業を提案してください。

協働推進事業

② テーマ型協働推進事業

多岐にわたる地域課題を、市民活動団体が多様な主体と協働し（※）、機動力や発想で効果的に解決することを目的とします。

下記に該当する事業を提案してください。

○ 事業テーマ

市から年度ごとに異なる事業テーマを提示します。（19 ページ）このテーマのいずれかに合致する事業を実施してください。

提案された事業案について、公益性のあるものか等、テーマを提示した部署の意見及びA、B、Cの3段階評価を実施します。

○ 協働

学校法人や社会福祉法人、自治会、企業、他の団体など、多様な主体（市外の団体含む）と協働してください。（最大3団体まで。少なくとも1団体と協働してください）ただし、企業等営利を目的とする団体が協働先となる場合、この事業は非営利の社会貢献活動であることに留意してください。

※ 協働とは、「2以上の団体が共通の問題意識を持つ領域においてそれぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、相互の役割と責任を認識し、対等な立場のもとに連携又は協調し合う関係」のことを言います。

単なる業務委託等ではなく、共通の目的のためにお互いの力を活かして協力する関係を構築してください。

○ 事業の範囲

協働推進事業は、事業内容が市域全体への波及効果のあるものを対象とします。特定の地域でのみ実施及び波及効果が想定される事業は、市民活動推進事業または、地域振興課及びしまなみ振興課所管の地域自立活性化推進事業をご検討ください。

③ 地域課題解決型協働推進事業

多岐にわたる地域課題を、市民活動団体が多様な主体と協働し(前ページ※)、機動力や発想で効果的に解決することを目的としているのは②と同じですが、テーマの提示はなく、自由に取り組むことができます。限られた地域の課題ではなく、市の他の地域にとっても参考となるような事業を提案してください。

○ 協働

学校法人や社会福祉法人、自治会、企業、他の団体など、多様な主体（市外の団体含む）と協働してください。また、この事業では専門家などの個人を含めることができます（最大3団体（個人含む）まで。個人は含まなくてもいいですが、必ず1団体とは協働してください。）。ただし、企業等営利を目的とする団体が協働先となる場合、この事業は非営利の社会貢献活動であることに留意してください。

○ 事業の範囲

②テーマ型協働推進事業に同じ。

(2) 事業の条件

補助の対象となるのは、6月下旬（交付決定日）から翌年2月14日（金）までに実施する下記①～③（協働推進事業は①～⑤）のいずれにも該当する事業です。

- ① 市内で行う事業であって、多くの市民にとって利益となり得るもの
- ② 公益性、継続性のあるもの
- ③ 広く情報を公開し、市民が自由に参加できるもの
- ④ <テーマ型協働推進事業> 市が提示するテーマに即したものであって、市民の多様なニーズを的確にとらえたもの
- ⑤ <テーマ型・地域課題解決型協働推進事業> 協働相手のあるもの
 - ・補助金申請主体は、NPO法人などの市民活動団体ですが、協働の相手方は、地域の多様な主体（学校法人、企業等）が3団体まで対象（地域課題解決型は個人含む）となります。最低1団体と協働することが要件です。協働相手への支出は補助対象経費になりませんのでご注意ください。

ただし、下記のいずれかに該当する事業は対象外です。

- (1) <市民活動推進事業> 本市の他の補助金の交付を受けている事業
- <テーマ型・地域課題解決型協働推進事業> 本市の他の補助金又は国、本市以外の地方公共団体、民間団体等から補助金その他これに類するものの交付を受けて実

施する事業

- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教、政治又は選挙活動にかかわる事業
- (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (5) 施設等の建設及び整備を目的とした事業
- (6) その他、市が補助することが不相当と認められる事業

<対象とならない事業の例>

- ・市が行う他の補助金や交付金、委託料等を受けて実施するもの
- ・イベント実施が目的のもの（目的の達成のためにイベントを実施するものは可）
- ・団体の周年記念事業、趣味やサークル等の発表会、大会などであるもの
- ・今後の継続性や発展性が見られないもの
- ・スポーツなどで成績のみを競うもの（選手権など）
- ・営利や寄付行為等を目的としたもの
- ・団体会員のスキルアップや会員獲得等を直接の目的としたもの
- ・団体の運営や運営資材の購入、事業報告書や会報誌等印刷などを目的としたもの
- ・政治的活動や宗教的活動であるもの
- ・委託料が補助金総額の10分の1の額を超えるもの など

<テーマ型・地域課題解決型協働推進事業>

波及効果及び対象地区が市内全体に及ぶものを対象としており、特定の地区への波及効果及び特定地区を対象とするものは本事業の対象となりません（市民活動推進事業、または、地域振興課及びしまなみ振興課所管の地域自立活性化推進事業費の申請をご相談ください）。

3. 対象となる団体

補助対象団体は、下記のいずれにも該当する団体です。

- ① 市内に活動拠点を有し、主たる活動場所が今治市内であること
- ② 10人以上で構成され、構成員の過半数が今治市民であること
- ③ 国又は地方公共団体が運営又は事務に関与していないこと
- ④ 公益的な事業を行い、営利を目的としていないこと

(営利を目的とする企業などは補助対象団体にはなれませんが、協働の相手方になることはできます)

- ⑤ 規約、会則、定款等を有していること
- ⑥ この要綱に基づく補助を2回以上受けたことがないもの

令和5年度市民が共におこすまちづくり事業

<：市民活動推進事業

次世代へ繋ぐ地域防災とドローン>



4. 補助の概要

補助コース、補助率及び補助限度額等は、下記のとおりです。

単年度事業であり、年度をまたいでの実業は認められません。

できるだけ多くの市民活動団体に補助したいとの考えから、同一団体への補助金交付はどの事業も交付回数2回を限度としています。(各事業2回まで)

また、補助額の千円未満は切り捨てとなります。

補助コース	補助率	補助限度額	交付回数	募集数
市民活動推進事業	10分の7	50万円	2回まで	4事業
テーマ型協働推進事業	10分の7	100万円	2回まで	2事業
地域課題解決型協働推進事業	10分の7	100万円	2回まで	1事業

注意事項

- (1) 募集事業数は目安であり、応募状況により変わる場合もあります。
- (2) 応募多数の場合は、予算の範囲内で補助します。
- (3) 過去に各補助事業を1回受けられた団体は、前回の補助事業からの発展的な要素がない限りは、申請できません。
- (4) 同一団体とは、「団体の設立目的や事業内容等が類似し、過去に補助した団体の構成員の3分の1以上が新たに申請しようとしている団体の構成員となっている団体」や「消滅した団体の権利義務や有形無形の財産を承継した団体」、「役職や目的に関わらず運営に関わる主要メンバーが同じ」など、市民が見て同一の団体と認められるものを含みます。
- (5) 補助金で支出するにふさわしい経費かどうか、判断に迷った場合は必ず市民参画課担当者に相談してください。

※ なお、消費税納入義務のある団体がこの補助金を受けることとなった場合、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が補助金から減額されます。消費税課税事業者にあたる団体は、申請時にご確認ください。(交付要綱第8条第2項及び、第12条第3項)

5. 補助金の算定

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、交付決定後にかかった当該事業の計画から実施までに必要な経費です。

費目	内容	備考
講師謝礼	外部から招く講師等への謝金	スタッフ等の活動に付随する謝金や交通費は対象外です。原則、タクシーの利用は認められません。
旅費	上記講師等に係る交通費（航空機、鉄道、バス、船等の運賃）、宿泊費（実費）など移動に付随して発生する経費	
保険料	ボランティア保険等への加入費	
印刷製本費	チラシの印刷や資料等の製本などに係る経費	
消耗品費	短期間または1度の使用によって消費される物品等に係る経費（1万円未満）	講師等へのお礼の花束代は、謝礼の二重支出とみなし、対象経費として認められません。
通信運搬費	事業の遂行に必要な物品の運送代、郵送代等	実績報告で宛先と内容がわかる資料の提出が必要です。
会場借上料	会場の借上げに係る経費	
食糧費	外部から招く講師の食事代（弁当代程度）	飲食費、アルコール飲料、手土産等は認められません。
備品購入費	当該事業に必要な1万円以上の物品で、数度の使用で消耗されない物品に係る経費	事業に必要な1万円以上10万円以下の物品で、補助対象総事業費の1割未満とします。また、個人に帰属する恐れのある物品（腕時計等）や、団体運営等に使用できる汎用性の高い物品（パソコン等）は認められません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料については、どうしても委託によらないと事業ができない場合とし、補助対象総事業費の10分の1以内を限度とします。 ・上記以外の経費が必要となる場合は、要望書を提出する前に必ず相談してください。 	

補助の対象とならない経費は全額、実施団体の自己負担となります。

＜補助の対象とならない経費の例＞

- ・商品券、駐車券その他の金券、記念品、賞品の購入経費及び賞金
- ・団体の運営に充てられる経費、協働相手等事業関係団体への謝金や部屋代等使用料
- ・飲食を目的とする経費（地産地消を目的とする事業等における食材費は対象）
- ・スタッフの移動等に係る経費
- ・スタッフやボランティア等への謝礼等に係る経費
- ・備品等の購入費（補助対象事業費総額の10分の1を超える金額）、修繕費
- ・団体や個人の資産の形成につながる支出（事務所や設備の修繕費用など）
- ・他団体に対する助成、補助経費、委託料（補助対象総事業費の10分の1を超える場合）など

(2) 補助金の精算

この補助金は、市民活動団体等が事業を行うための経費の補助を目的としています。そのため、事業により活動経費を賄うための収益が得られる場合は、まずその収益を経費に充てていただきます。収益や余剰金を団体の収入とすることや、来年度に繰り越すことは認められません。

事業の実施にあたり入場料や参加費、物品販売などの事業収入があり、精算時に補助金（交付決定額）と自主財源（事業収入等）の合計が補助対象額を上回った場合、事業費総額から自主財源の額を差し引いた額と、交付決定額を比較して少ない額が実際の補助額となり、交付済みの差額は返金していただくことになりますのでご注意ください。

例1) (補助対象経費 + 補助対象外経費) = (補助金 + 自主財源)

	事業費総額（支出）	
支出	補助対象経費	補助対象外経費 （飲食費など）
収入	補助金（交付決定額）	自主財源（事業収入など）
	7割	3割

例2) (補助対象経費 + 補助対象外経費) < (補助金 + 自主財源)

	事業費総額（支出）		
支出	補助対象経費	補助対象外経費 （飲食費など）	
収入	補助金（交付決定額）	減額	自主財源（事業収入など）
	7割		3割
			収入超過

事業収入が当初予算を上回り、収入超過になった場合、超えた分は補助金から減額されます。

精算にあたっては団体宛での領収証原本（及び内訳のわかる請求書・納品書など）の提出が必要です。さまざまな支払い形態がありますが、団体宛での領収証が発行されるか事前にご確認ください。

この事業は、多くの市民や市民活動団体が注目している事業です。適正な支出、事業の実施に留意してください。

6. 応募の制限

応募は、1団体につき1年度に1回のみとします。

同一事業で別の年度に2度目の申請を行う場合は、発展性や新たな企画を盛り込む必要があります。

同一団体への制限については、7ページ「4. 補助の概要」を参照ください。

営利を目的とした事業や、継続性の想定されない単発の事業は認められません。

7. 応募書類

市民参画課に備え付けてあるものを利用するか、もしくは今治市市民参画課ホームページからダウンロードしてください。

(1) 市民活動推進事業

- ① 補助金交付要望書（別記様式第1号）
- ② 内容調査書（別記様式第2号）
- ③ 概算予算書（別記様式第3号）
 - ・見積書（単価1万円以上のもの）
- ④ その他市長が必要と認める書類
 - ・助成団体調書（別紙1）
 - ・会員名簿（別紙2）
 - ・団体の規約（会則等）

(2) テーマ型・地域課題解決型協働推進事業

- ① 補助金交付要望書（別記様式第1号）
- ② 内容調査書（別記様式第2号）
- ③ 概算予算書（別記様式第3号）
 - ・見積書（単価1万円以上のもの）
- ④ その他市長が必要と認める書類
 - ・助成団体調書（別紙1）
 - ・会員名簿（別紙2）
 - ・団体の規約（会則等）

そのほか、団体や事業の説明に必要な資料があれば、任意で添付してください。

8. 応募にあたっての事前相談

4月中は、応募を検討される団体からの事前相談に応じています。

締め切り直前に申請した場合、受付時に事業計画の不十分な点や書類の不備などが発覚しても修正する時間がなく、審査で減点されることが考えられます。

せっかくのアイデアを生かすためにも、応募前には一度市民参画課の窓口またはお電話で相談していただくことをお勧めしています。(17 ページ参照)

また、4月19日(金)、20日(土)には、今治市民活動センターで、補助金申請に関する講座が開催されます。ぜひお問い合わせの上ご参加ください。

今治市民活動センター

今治市別宮町 8-1-55 電話/FAX 0898-25-8234

9. 審査

要望事業に対する可否は、事務局による書類確認を経て、市民で構成する審査会による書類審査及びプレゼンテーション審査において総合的に評価します。

プレゼンテーション審査は、下記のとおり実施します。

(1) 事業の提案 (プレゼンテーション 5分、質疑応答 10分)

- ① 1団体5分の持ち時間で、事業の目的、内容や効果等について審査委員に対してプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションは、事業内容をわかりやすく効果的に伝えるために、パワーポイント、写真や動画等を使って説明することができます。
- ② 1団体10分の持ち時間で、事業に関する質疑応答を行います。審査委員からは要望書やプレゼンテーションをもとに事業に関する質問がありますので、簡潔に答えてください。

(2) 審査方法

審査委員が下記5項目についてそれぞれ20点を持ち点に100点満点で審査を行います。審査の公平性を期すために、各項目の最高点と最低点を除いた点数を集計し、評価します。

① 市民活動推進事業（5項目）

審査基準項目		点数	審査視点
1	公益性	20	市民生活や地域社会等に貢献する公益性の高い事業か など
2	自発性	20	自発的で熱意があるか など
3	費用対効果	20	予算計上が適当であり、適正な事業計画であるか など
4	団体の評価	20	担い手に専門性・信頼性はあるか など
5	事業の効果	20	市民の満足度があり、具体的な効果・成果が期待できるか 事業の拡大・波及の見込みがあるか 今治市を个性的で魅力あるまちにするための継続性のある事業であるか など

② テーマ型協働推進事業・③ 地域課題解決型協働推進事業（5項目）

審査基準項目		点数	審査視点	
1	公益性	20	地域課題の解決	広く市民ニーズを的確に捉えているか。 先駆性があり、市の施策をサポートできるか。
			継続性及び発展性	広く市民に受け入れられ継続を見込まれ、一過性の事業になっていないか。 事業の拡大や波及効果を見込めるか。
3	実現性	20	事業計画	課題の解決に向け、適切かつ効率的な事業計画が立てられているか。
			費用対効果	事業計画に対し、予算計上は適切であるか。
			実現性	計画どおりに事業を実施することが可能か（見込み）。
			協力体制	各主体の役割分担が明確かつ妥当で、相互理解が図られているか。
4	団体の評価	20	補助対象の実施主体が十分整備され実効性が求められる団体か	法令を遵守し、積極的な情報公開に努め、透明性の確保に努めているか（NPO法人など）。 活動内容、スケジュール及び従事者数などの実施体制は妥当か。 活動実績があり、確実な実行が見込まれるか。 委託中心でなく、団体自体の実施体制になっているか。
			課題の認識	現状の課題やニーズを的確に認識した提案内容か。
			課題解決の手法	課題解決のために、他の主体との「協働」が必要であるか。
			協働による効果	多様な主体が協働することにより、お互いの特性を発揮し、事業を効果的に実施することが期待できるか。
5	協働の必要性と効果	20	事業の効果	協働による具体的な効果・成果が期待できるか。また、今後の協働事業の推進につなげることができるか。

10. 審査後の流れ

審査結果は、プレゼンテーションの約一週間後に公表され、補助金額が内示されます。

内示を受け、事業を実施することを決めた場合は、正式に交付申請を行ってください。なお、辞退する場合は、辞退届を提出してください。

交付申請書を提出することで、正式に市から交付決定通知書が送付されます。

その後、事業に取り組んでいただきますが、令和7年2月14日までに事業を完了させてください。

補助金については、基本的に、事業完了後に確定した金額で補助金請求書を提出しての精算払いですが、事業実施にあたり概算で補助金を受け取る必要がある場合は、必要経費の支出予定がわかる書類を添えて補助金請求書を提出してください。概算払いで補助金を受ける場合は、年度末の事業実績報告の際に精算します。

また、事業や予算の内容を大幅に（該当する費用の2割程度）変更したり、事業を中止したりする場合は事務局に届け出てください。

11. 今治市の「後援」及び 広報への掲載

補助が決定した事業は、今治市の「後援」対象事業となります。

「後援」を希望される団体は、市民参画課まで後援申請書をご提出ください。後援承認後、事業の広報活動（チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど）を行う際には、市の「後援」事業であること及び、「今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金」を受けていることを明記してください。明記する際は、事前に市民参画課で原稿の確認を行うようお願いいたします。

なお、後援は最終の事業実施年度終了後は対象となりません。

別途、事業に関わりの深い課へ後援申請することは可能です。

また、補助が決定した事業は上記のとおり「後援」対象事業となり、市の後援承認後、「広報今治」やホームページなどに事業案内を掲載することができます。

広報への掲載を希望する場合は、告知したいイベント等の3ヶ月前までに市民参画課までご相談ください。ただし、紙面のスペースの都合上、掲載できない場合がありますので、ご了承ください。

12. 事業実績報告

事業実績報告書は、事業完了の日から1ヶ月以内、または令和7年2月21日(金)までの、どちらか早い日までに必ず提出してください。

(1) 市民活動推進事業

- ① 事業実績報告書 (別記様式第9号)
 - ② 事業決算書 (別記様式第10号)
 - ・領収証 (原本)
 - ③ 事業実施状況資料 ……チラシや印刷物、状況のわかる写真など。
 - ④ ホームページ掲載用事業報告書 (任意様式)
 - 市民に広く事業をアピールできる資料を3～4ページでまとめてください。
 - 様式は問いません。
- ※ 課税事業者は消費税相当額集計表を提出してください。

(2) 協働推進事業 (テーマ型・地域課題解決型)

- ① 事業実績報告書 (別記様式第12号)
 - ② 事業決算書 (別記様式第13号)
 - ・領収証 (原本)
 - ③ 事業実施状況資料 ……チラシや印刷物、状況のわかる写真など。
 - ④ ホームページ掲載用事業報告書 (任意様式)
 - 市民に広く事業をアピールできる資料を3～4ページでまとめてください。
 - 様式は問いません。
- ※ 課税事業者は消費税相当額集計表を提出してください。(様式第14号、15号)

書類は、団体独自で作成したポスターなど特別な場合を除いてすべて日本工業規格のA4とします。

事業に要した経費の領収書等は、各費目ごとに、重ならないよう整理してA4用紙に貼付し、原本を提出してください(審査後、返却します)。

領収書の宛名は、補助を受けた団体名のものに限り、会員個人や、代理購入は認められません。量販店のレシート、インターネット通販など、領収証の発行忘れないようご注意ください。領収証がない場合、対象経費として認められません。最近ではカード、キャッシュレスなど様々な支払いケースがあるので、事前に宛名や領収証の発行有無などご注意ください。

13. 事業報告会

本事業の事業報告会を令和7年3月中旬～下旬に予定しています。詳細な予定が決まり次第連絡しますので、必ず出席してください。

事業報告会の発表は、実施事業の様子がわかるように写真や動画等を使って発表することができます。

あわせて、市のHPなどに事業結果報告書を掲載する予定です。

また、事業実施状況の把握のため、翌年度以降2年間は事業報告書・計画書（A4サイズ1枚の簡素なもの）の提出をお願いしておりますのでご協力ください。

令和5年度市民が共におこすまちづくり事業

<：市民活動推進事業

今治市モルック普及事業Ⅱ >



14. 事業スケジュール

手続等	時期	提出書類	
		(市民活動推進事業)	(協働推進事業)
事前相談	4月中	申請について相談を受け付けます。	
交付要望書の提出期間	4月1日(月) ～ 5月7日(火)	① 補助金交付要望書(別記様式第1号) ② 内容調査書(別記様式第2号) ③ 概算予算書(別記様式第3号) ・見積書(1万円以上) ④ その他市長が必要と認める書類 ・助成団体調書(別紙1) ・会員名簿(別紙2) ・規約(会則等)	① 補助金交付要望書(別記様式第1号) ② 内容調査書(別記様式第2号) ③ 概算予算書(別記様式第3号) ・見積書(1万円以上) ④ その他市長が必要と認める書類 ・助成団体調書(別紙1) ・会員名簿(別紙2) ・規約(会則等)
審査会 ※	6月10日(月)	プレゼンテーション審査会を実施します。時間は応募団体数決定後に通知します。	
交付内示	6月中旬	市から交付額の内示が届きます。(プレゼンテーションから約1週間後)	
交付申請 (または辞退)	6月下旬	① 交付申請書(別記様式第4号) ② 事業計画書(別記様式第5号) ③ 事業予算書(別記様式第6号) (辞退届(任意))	① 交付申請書(別記様式第4号) ② 事業計画書(別記様式第5号) ③ 事業予算書(別記様式第6号) (辞退届(任意))
交付決定	6月下旬	市から交付決定通知書が届きます。	
補助金概算請求 (概算払いの必要がある場合)	6月下旬	補助金請求書(別記様式第7号) 並びに支出の計画が分かるもの	補助金請求書(別記様式第16号) 並びに支出の計画が分かるもの
補助金支払 (概算払いの必要がある場合)	請求後 20日以内	市から補助金が概算額で前払いされます。	
事業実施	交付決定～2月14日	事業を実施します。	
変更申請	補助金の増減 が生じたとき	変更の見込み等について連絡してください	変更承認申請書(別記様式第8号)
変更承認		協働推進事業については、市から補助金額の変更について承認または不承認の通知が届きます。	
事業中止 (廃止)届出	事業を やめるとき	事業中止(廃止)届出書 (別記様式第8号)	事業中止(廃止)届出書 (別記様式第11号)
事業報告書の提出	R7年2月21日 までに、または事業完了後1か月以内に(早い方)	① 事業実績報告書(別記様式第9号) ② 事業決算書(別記様式第10号) ・領収証(原本) ③ 事業実施状況資料+HP掲載用資料 ※ 課税事業者は消費税相当額集計表(右欄の集計表の様式をご利用ください)	① 事業実績報告書(別記様式第12号) ② 事業決算書(別記様式第13号) ・領収証(原本) ③ 事業実施状況資料+HP掲載用資料 ※ 課税事業者は消費税相当額集計表(別記様式第14号、15号)
補助金額の決定・請求・精算	3月上旬	決算額に基づき、補助金額の決定・精算・返金等を行います。 (基本的に補助金はこのとき確定額で請求します)	
事業報告会 ※	3月中～下旬	プレゼンテーション形式で事業報告会を行います。	
継続事業報告	翌年・翌々年	事業完了後2年間は、事業のその後の実施状況の報告書の提出を依頼します。	
関係書類の保管	5年間	事業完了後、5年間は、補助金に関する書類を保管してください。	

※ 審査会及び事業報告会でのプレゼンテーションは補助金交付の必須条件です。原則として、どちらかでも欠席の場合は、補助金は受けられません。

15. 申込み方法等（まとめ）

本事業の申し込み（交付要望書の提出）は下記のとおりです。申請書の作成に関して、市民参画課で相談を行っておりますので、わからない点をご相談ください。

【提出締切】 令和6年5月7日（火） 17：15必着

【提出場所】 今治市役所 市民環境部 市民参画課
今治市別宮町1丁目4-1 （第二別館 8階）
Mail siminsankaku@imabari-city.jp
TEL 0898-36-1530 FAX 0898-32-5211（代表）

【提出方法】 持参、郵送、メール添付のいずれか
（電話または対面で詳細のヒアリングを行います）

【申請書等】 市民参画課に備え付けてあるものを利用するか、もしくは今治市ホームページからダウンロードしてください。

【提出書類】 10 ページ参照

- ・ 補助金交付要望書（別記様式第1号）
- ・ 事業内容調査書（別記様式第2号）
- ・ 概算予算書（別記様式第3号）単価1万円以上の見積書
- ・ 助成団体調書（別紙1）
- ・ 会員名簿（別紙2）
- ・ 団体の規約等
- ・ 書類…企画書、チラシやポスターの案などがある場合は一緒に提出してください。用紙サイズはチラシやポスター以外はできる限りA4で統一してください。
- ・ その他市長が提出を求める書類

※ 当該事業年度に消費税の課税事業者（見込み）である場合はお申し出ください。

16. よくある質問 (Q&A)

Q1. 営利を目的とする事業は対象外とのことですが、チケット代や物品販売、スポンサー料による収入を得てはいけませんか。

A 1. 「営利を目的とする」とは、収益を役員や構成員で分配することを言います。参加料その他の収入を得て活動経費に充てることは、適切な金額であれば問題ありません。むしろ、次年度以降も補助金なしに事業を継続するためには、補助金以外の財源を確保する方法を積極的に検討すべきです。

ただし、補助金の交付を受けて事業を実施する場合は、事業収入が多く得られ収支が黒字になったとしても、余剰額を団体の利益として翌年度以降に繰り越すことは認められません。精算により、余った額は返金していただきます。

Q2. 概算予算書等における「本会負担金」とは何ですか。

A 2. 「本会」とは事業実施団体のことを言います。補助金の額は補助対象額の7割かつ上限額までとなっているため、残りの額は団体が負担します。「参加者負担金」や「広告等収入」だけでは足りない場合は、団体の積立金などから不足額を支出することが考えられます。この場合、相当する額を「本会負担金」に記入してください。

・歳入の例

本会負担金	実施団体の積立金や会費などから支出する額
参加者負担金	入場料、チケット代、出店料、参加料、材料代実費相当額など、事業参加者からの収入
広告等収入	広告収入、スポンサー料など、事業を支援する企業などからの収入
その他収入・利子	利子や寄付金、物品販売収入など上記以外の収入

Q3. ボランティアに謝礼金を払ったり、参加者に賞品を出したりする予定です。この場合は事業に応募できませんか。

A 3. 応募できます。しかし、ボランティア謝礼金や賞品代などは補助対象経費に含むことはできませんので、全額、団体の自己負担となります。補助対象経費については8ページをご確認ください。

Q4. 同一団体からは事業ごとに2回までしか申請できないとのことですが、以前と団体の構成員が変わっており、申請歴の有無がわかりません。

A 4. 市民参画課に過去の補助団体の記録があります。お尋ねください。

17. テーマ一覧

※テーマの詳細は別冊をご覧ください

番号	担当課	テーマ
1	防災危機管理課	地域防災での女性の活躍について
		地域防災や自主防災組織の中で、あるいは地域横断・職域横断的な防災活動の中で女性が活躍できるような取り組みが出来る団体を募集します。
2	生涯学習課	地域の歴史や文化を発掘・収集し、次の世代にバトンタッチする
		合併20周年を機に、地域の歴史文化的資源である工芸品や美術品などはもとより、社会的慣習といった無形のものや、写真、映像、書籍など様々な形態の資料を発掘、収集、保存・活用を行うとともに、魅力的に情報発信をすることにより歴史文化についての関心を高め、次世代に引き継ぐための基盤づくりにつなげる。
3	市民参画課 共生社会推進室	女性活躍推進の取組
		SDGs（持続可能な開発目標）にある「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に向けた取組みの一つとして、女性活躍の推進が求められています。社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、誰もがお互いを尊重し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、女性活躍を推進する取組みを募集します
4	農林水産課	オーガニックなまちづくりの推進について
		国は持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、その中で、2050年までに目指す姿の一つとして、国内の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することとしています。 有機農業を拡大していくためには、生産部門だけではなく、加工・流通、消費の各段階で取組の拡充が不可欠と考えられます。このうち、市民への有機農業の理解促進や消費拡大等に取り組む団体を募集します。
5	市民参画課	「防災」をキーワードとした地域コミュニティの再生と新たな担い手の育成
		災害被害を軽減する大きな力は、直接災害に立ち向かわなければならない地域コミュニティに根ざしたものでなければなりません。かつての「結（ゆい）」や「地縁」に根ざした互助の取組は、災害被害を軽減するための大きな力であり、様々な活動の中で絆が深まり新たな担い手が誕生していました。地域、学校、企業等と連携し、地域コミュニティ防災を通じて新たな担い手の育成に取り組む団体を募集します。



★
i.i.imabari!
i'm into imabari!
★

〒794-8511

今治市別宮町1丁目4-1

今治市役所 市民環境部 市民参画課 市民生活係

市民が共におこすまちづくり事業 担当

電話：0898-36-1530 (直通)

FAX：0898-32-5211 (代表)

E-Mail : siminsankaku@imabari-city.jp